

## 株 主 各 位

大阪市中央区南久宝寺町二丁目1番5号  
イートアンド株式会社  
取締役社長 文 野 直 樹

### 第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月23日(火曜日)午後6時までにご到着するようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成27年6月24日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪市北区堂島一丁目5番25号  
ホテル エルセラーン大阪 5階  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第38期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告および計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件  
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会終了後、株主の皆様との対話をいたしたく、懇親試食会の場を設けておりますので、お気軽にご出席いただき、ご意見などを賜りたいと存じます。

◎なお、株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.eat-and.jp/>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 株式会社の現況に関する事項

#### 1-1. 事業の経過およびその成果

当事業年度における我が国経済は、金融緩和やそれに伴う株価上昇など金融市場が活況を呈しつつも、消費税増税による消費マインドの悪化・停滞が長引いたことから、マイナス成長の見通しとなりました。

食品市場全般におきましては、円安に伴う原材料価格高騰などにより、多くの企業が値上げに踏み切りました。また夏以降には、消費期限切れ原材料の使用や異物混入など、食の安心・安全にかかわる事件が相次ぎました。

外食業界におきましては、店舗物件の獲得が難しくなりつつあるほか、各事件の影響や人材不足などでファストフードなど低価格訴求業態の業績が悪化する一方、付加価値の創造・向上を図った業態では業績伸長が目立ちます。

食料品製造・販売業界におきましては、健康や簡便性を求める消費志向の変化を受けて、高付加価値と低価格の二極化が進行し、それぞれの志向に合わせたプライベートブランド（P B）商品の躍進が続いております。

このような状況下、当社におきましては、『大阪王将創業45周年記念』とする、主に首都圏での認知度向上を企図した大規模かつ事業横断的なメディア広告・販促を展開するとともに、食料品販売事業における冷凍餃子の付加価値向上やP B商品の製造受託を軸とする販路拡大や、外食事業における既存店の底上げおよび宅配業態への参入ならびに直営店での派生業態開発などに取り組んでまいりました。

しかしながら、原材料費の上昇や人件費の上昇、戦略的な広告宣伝の投下および消費税率改定に伴う全店のメニューブック変更や販促物の投入等の施策を図ったことにより、販売費及び一般管理費が69億78百万円（前事業年度比13.3%増）まで膨らんだ結果となり、当事業年度の業績は、売上高は208億円（前事業年度比3.7%増）と前年を上回ったものの、営業利益は2億83百万円（前事業年度比70.2%減）、経常利益は3億13百万円（前事業年度比66.9%減）、当期純利益は76百万円（前事業年度比82.8%減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

#### ①外食事業

外食事業におきましては、主要ブランド大阪王将でメディア広告や創業45周年特別メニュー販売を展開しましたほか、既存店における月商の底上げ、モバイル会員サイト強化と販売促進活動による顧客囲い込み、外国人を中心とする人材確保、宅配業態への参入と既存店への展開などに取り組みました。

なお、当事業年度末におきましては、加盟店40店舗（うち海外8店舗）、直営店5店舗の計45店舗を新規に出店した一方、加盟店28店舗（うち海外3店舗）、直営店5店舗の計33店舗を閉店した結果、当事業年度末店舗数は、加盟店401店舗（うち海外24店舗）、直営店38店舗の計439店舗（うち海外24店舗）となっております。

また、運営形態変更に伴い4店舗を直営店から加盟店、4店舗を加盟店から直営店へと変更しております。

以上の結果、外食事業における売上高は、109億48百万円（前事業年度比0.4%増）となりました。

#### ②食料品販売事業

食料品販売事業におきましては、流通・量販各社のPB商品の製造受託を進めたほか、主力商品である冷凍餃子の調理簡便性を向上させるとともに「羽根つき」とすることにより、付加価値を向上させました。また、これと並行して営業各員の企画・提案力を向上させ、商品力・営業力をともに強化させることで、新規得意先開拓と既存得意先への配荷量増を図り、製品販売量増と自社工場稼働率向上に努めました。

以上の結果、食料品販売事業における売上高は、98億51百万円（前事業年度比7.6%増）となりました。

（事業別売上高）

（単位：千円）

種 別 \ 期 別	第37期 (平成26年3月期)	構成比 (%)	第38期 (平成27年3月期)	構成比 (%)
外 食 事 業	10,903,553	54.3	10,948,788	52.6
食 料 品 販 売 事 業	9,158,762	45.7	9,851,782	47.4
合 計	20,062,315	100.0	20,800,571	100.0

## 1-2.資金調達等についての状況

### (1)資金調達

当事業年度におきましては、運転資金に充当するため、金融機関から1,960,000千円の短期借入による資金調達を行っております。

### (2)設備投資

#### ①当事業年度中に完成した主要設備

設備名	セグメントの名称	設備の内容	取得価額 (千円)
関東工場	外食事業 食料品販売事業	食材加工	128,435
関西工場	外食事業 食料品販売事業	食材加工	73,532
大阪王将 渋谷駅前店	外食事業	店舗	51,966

②当事業年度において継続中の主要設備の新設・拡充  
該当する事項はございません。

#### (3)事業の譲渡、吸収合併または新設分割

該当する事項はございません。

#### (4)他の会社（外国会社を含む。）の事業の譲受け

該当する事項はございません。

#### (5)吸収合併（会社以外の者との合併を含む。）または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当する事項はございません。

#### (6)他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分または新株予約権等の

取得または処分

特記事項はございません。

### 1-3.直前三事業年度の財産及び損益の状況

(財産及び損益の状況)

(単位：千円)

区 分	第 35 期 (平成24年 3 月期)	第 36 期 (平成25年 3 月期)	第 37 期 (平成26年 3 月期)	第 38 期 (当事業年度) (平成27年 3 月期)
売 上 高	18,790,180	19,808,675	20,062,315	20,800,571
経 常 利 益	1,063,416	901,058	948,316	313,577
当 期 純 利 益	513,349	430,764	443,445	76,104
1株当たり当期純利益(円)	147.27	113.78	115.65	17.38
総 資 産	8,697,118	9,920,223	10,498,267	10,569,522
純 資 産	2,727,077	3,135,595	4,394,570	4,396,330

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出して  
おります。

3. 平成24年2月14日開催の取締役会決議により、平成24年4月1日  
付で普通株式1株を3株に分割しております。

当該株式分割については、平成24年3月期の期首に株式分割が行わ  
れたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

### 1-4.対処すべき課題

我が国経済は、金融緩和を背景に輸出産業の業績回復が進むにつれ、その  
恩恵が徐々にではありますが、内需産業にも波及していくと考えられます。

食品業界においては、内外価格差の縮小により原材料を国産品に切り替え  
る動きが強まることが予想されます。また、健康増進、簡便性といった付加  
価値を求める声が高まる一方、景気回復を実感できない消費者の支持による  
低価格品を求める声は根強く残ると考えられます。これに増加する外国人観  
光客・労働者からのニーズも加わって、食とそれに付随するサービスの多様  
化が進むと考えられます。

これらの状況を受け当社は、製品開発・製造・販売各機能の連携を軸に、  
各社P B商品製造受託や主力製品拡販を進めるとともに、外食の派生業態・  
新業態開発を通して、食の多様化に役立ててまいります。

外食事業においては、当期創設したモバイル会員サイトや戦略的販促、人  
材確保・育成、既存店への宅配システム導入などの各種支援機能をフルに活  
用することで既存各店を底上げしてまいります。また、それと並行して派生  
業態や新規業態の直営店出店を進め、新たな食文化の提案、新たな顧客の獲  
得に努め、収益基盤を強化してまいります。

食料品販売事業においては、量販各社のバイヤーや消費者の声をフィードバックし、主力製品や流通各社からの製造受託P B商品の開発・販売サイクルを強化し、自社工場の生産性向上に貢献することで当社の収益基盤の核としての役割をさらに果たすべく努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、当社のこれらの取り組みにご理解を賜りますとともに、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### 1-5.主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社は、餃子・ラーメンを主体とした中華料理等の飲食店の経営、飲食店のチェーン展開ならびに各種食品の製造・販売等を主な事業とし、併せてこれらに付帯する業務を営んでおります。

主 要 事 業	
外食事業	
大衆中華専門店	「大阪王将」
ラーメン専門店	「よってこや」、「太陽のトマト麺」
中華レストラン	「シノワーズ厨花」
カフェ	「コートロザリアン」
ベーカリーレストラン	「コシニール」
食料品販売事業	

1-6.主要な営業所及び工場並びに使用人の状況（平成27年3月31日現在）

(1)主要な営業所及び工場

本 社 大阪市中央区南久宝寺町二丁目1番5号

東京ヘッドオフィス 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号

関 西 工 場 大阪府枚方市春日北町一丁目10番10号

関 東 工 場 群馬県邑楽郡板倉町泉野二丁目40番5号

（店舗の状況）

<u>主要事業による分類</u>	<u>店舗数</u>	<u>前事業年度末比増減</u>
大阪王将	364店	+10店
ラーメン	43店	-1店
その他	8店	-2店
海外	24店	+5店

- （注）
1. 店舗数は、平成27年3月31日時点で現に営業を継続している店舗であり、加盟店等を含んでおります。
  2. ラーメン事業の内訳は、「よってこや」、「太陽のトマト麺」等であります。
  3. その他は、「シノワーズ厨花」、「コートロザリアン」等の合計であります。

(2)使用人の状況

使用人数 285名（前事業年度末比 12名増）

平均年齢 35.3歳 平均勤続年数 5.6年

（注）使用人数は正社員および契約社員の就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）を除きます。

なお、使用人兼務取締役は含まれておりません。

## 1-7.重要な子会社の状況

### 重要な子会社および関連会社の状況（平成27年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の議決権の 所有割合（%）	主要な事業の内容
(非連結子会社)			
株式会社ナインブロック	千円 10,000	91.30	食料品販売事業
フードランナー株式会社	千円 40,000	100.00	外食事業
株式会社A & B	千円 50,000	90.00	外食事業
(関連会社)			
EAT & INTERNATIONAL (H.K.) CO.,LIMITED	千香港ドル 11,500	49.00	外食事業
E&G FOODS CO.,LTD.	千韓国ウォン 1,000,000	50.00	外食事業
Osaka Ohsho (Thailand) Company Limited	千タイバーツ 22,000	49.00	外食事業

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント別の名称を記載しております。
2. 平成26年5月にフードランナー株式会社の第三者割当増資の引き受けを行い、同社を子会社にいたしました。
  3. 平成26年7月にフードランナー株式会社の株式の10%を追加取得し完全子会社といたしました。
  4. 平成27年3月にフードランナー株式会社の第三者割当増資の引き受けを行いました。
  5. 平成26年9月に株式会社A & Bの第三者割当増資の引き受けを行い、同社を子会社にいたしました。



1-8.主要な借入先及び借入額（平成27年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	487,293千円
株式会社みずほ銀行	409,580千円
株式会社三井住友銀行	60,000千円
株式会社りそな銀行	20,000千円

1-9.その他会社の現況に関する重要な事項

該当する事項はございません。

2. 株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- |                |            |
|----------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 7,200,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 4,382,345株 |
| (3) 株主数        | 8,809名     |
| (4) 大株主（上位10名） |            |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
文 野 直 樹	896,470株	20.46%
有限会社ストレート・ツリー・エフ	615,000	14.03
株 式 会 社 ソ ウ ・ ツ ー	240,000	5.48
イ ー ト ア ン ド 社 員 持 株 会	122,785	2.80
サ ン ト リ ー 酒 類 株 式 会 社	102,000	2.33
森 孝 裕	88,500	2.02
仲 田 浩 康	87,750	2.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	82,900	1.89
文 野 弘 美	66,300	1.51
植 月 剛	62,440	1.42

(注) 1. 持株比率は、自己株式（331株）を控除して計算しており、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

2. サントリービア&スピリッツ株式会社は、平成27年1月1日付でサントリー酒類株式会社に社名変更しております。

### 3. 当社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概況

名 称	第5回新株予約権
新株予約権の数	1,386個
保有人数 当社取締役 当社監査役	4名 2名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 138,600株
新株予約権の発行価額	3,800円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,070円
新株予約権の行使期間	自 平成26年 7月 1日 至 平成30年 7月17日
新株予約権の主な行使条件	<p>① 新株予約権者は、平成26年3月期乃至平成27年3月期の経常利益（当社の有価証券報告書に記載される損益計算書における経常利益をいい、以下同様とする。）が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、各新株予約権者に割当てられた新株予約権のうち、当該各号に定められた割合の個数を限度として行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>(i) 平成26年3月期の経常利益が800百万円を超過している場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の10%</p> <p>(ii) 平成26年3月期の経常利益が945百万円を超過している場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の30%</p> <p>(iii) 平成26年3月期及び平成27年3月期の経常利益が共に945百万円を超過している場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%</p>

名 称	第5回新株予約権
新株予約権の主な行使条件	<p>② 本新株予約権の割当日から行使期間の最終日までの間に、いずれかの連続する21取引日において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額の65%を下回った場合は、その日以降、新株予約権者は本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥ 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>

## 4. 会社役員に関する事項

### 4-1.当社の会社役員に関する事項

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
文 野 直 樹	代表取締役社長外食営業本部長	
仲 田 浩 康	専務取締役食品営業本部長	
植 月 剛	取締役常務執行役員管理本部長	
日 永 光	取締役執行役員商品本部長	
日 坂 宏 和	常勤監査役	
錦 見 光 弘	監査役	
池 田 佳 史	監査役	株式会社ヤギ 監査役

- (注) 1. 監査役錦見光弘氏および池田佳史氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 常勤監査役日坂宏和氏は、株式会社みずほ銀行における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役錦見光弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役池田佳史氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役池田佳史氏は、株式会社ヤギの社外監査役であります。当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。
6. 当社は、監査役錦見光弘氏および池田佳史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## 4-2.当事業年度中の取締役及び監査役の異動

### ①就任

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
日 坂 宏 和	常勤監査役	

(注) 平成26年6月25日開催の第37回定時株主総会において、新たに日坂宏和氏は監査役に選任され就任いたしました。

### ②退任

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
中 島 靖 雅	常勤監査役	

(注) 平成26年6月25日開催の第37回定時株主総会の時をもって、常勤監査役中島靖雅氏は任期満了により退任いたしました。

### ③当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏名	新役職	旧役職	異動年月日
文 野 直 樹	代表取締役社長 外食営業本部長	代表取締役社長	平成27年1月1日
仲 田 浩 康	専務取締役 食品営業本部長	専務取締役	平成27年1月1日
植 月 剛	取締役常務執行役員 管理本部長	取締役常務執行役員 外食営業本部長	平成27年1月1日

#### 4-3.取締役及び監査役の報酬等の総額

(当事業年度に係る役員の報酬等の総額)

	支給人数	報酬等の額
取 締 役	4 名	112,200千円
監 査 役	4 名	14,210千円
合 計	8 名	126,410千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成23年6月28日開催の第34回定時株主総会において、年額300,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成23年6月28日開催の第34回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬等の額には、社外監査役2名に対する報酬等の額5,760千円を含めております。
5. 上記のほか、当事業年度に退任した監査役1名に対し、退職慰労金1,580千円を支給しております。

#### 4-4.社外監査役の主な活動状況

区 分	氏名	主な活動状況
監 査 役	錦見 光弘	当事業年度に開催した全ての取締役会および監査役会に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、経営ならびに会計に対する発言を行っております。
監 査 役	池田 佳史	当事業年度に開催した取締役会20回中17回および監査役会16回中15回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社コンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。

#### 4-5.責任限定契約に関する事項

当社は、平成21年6月25日開催の第32回定時株主総会で定款を変更し、社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社は、社外監査役の全員と損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

#### 4-6.社外取締役を置くことが相当でない理由

当社では、当社が求める知見および独立性を有した社外取締役を導入すべく鋭意人選を進めて参りましたが、適任者を見つけないに至らず、当社が求める知見および独立性を有さない方を社外取締役とすることは相当でないとの考えから当事業年度末日を迎えました。

当社としては、当社の経営陣からの独立性を有しつつも当社の事業特性等への理解を有する現在の社外監査役に、社外取締役として機能していただくことが最良と考え、その方法を検討してまいりした結果、今般、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により創設された「監査等委員会設置会社」に移行することとし、監査等委員である取締役（社外取締役）として、現在の社外監査役2名を選任することを平成27年6月24日開催予定の第38回定時株主総会にお諮りする運びとなりました。何卒事情ご賢察のうえ、ご承認賜わりますようお願い申し上げます。

## 5. 会計監査人に関する事項

### 5-1.会計監査人の名称

東陽監査法人

### 5-2.報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の会計監査人に対する監査報酬の決定方針について、特に定めはありませんが、監査日数および業務の内容等を総合的に勘案し決定しております。

### 5-3.非監査業務の内容

該当する事項はございません。

### 5-4.責任限定契約の内容の概要

該当する事項はございません。

### 5-5.会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合は監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任します。



## 6. 内部統制システム整備の基本方針

当社は、当社事業を持続的に発展させ企業価値を高めるために内部統制システムを整備、運用することが経営上の重要な課題であると認識し、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、会社の内部統制にかかる体制全般について、次のとおり「内部統制システム整備の基本方針」を定め、そのシステムの構築に必要な体制の整備を図り、その維持に努めるものとします。

- (1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）
  - ①「コンプライアンス規程」を制定し、取締役自ら遵守すること、及び全社的なコンプライアンス体制の整備に努める。
  - ②「取締役会規則」に基づき、毎月取締役会を開催する。
  - ③「取締役会規則」において、重要な業務執行について取締役会で付議すべき事項を具体的に定め、取締役会で決定する。
  - ④監査役は取締役会に出席し、取締役の業務執行を監督する。
  - ⑤社会秩序や安全に脅威を与える反社会勢力に対しては、一切の関係を遮断するとともに、弁護士・警察等とも連携し毅然とした姿勢で組織的に対応を行うものとする。
  - ⑥「公益通報者保護規程」により、労働者等からの通報並びに相談を受け付ける窓口を顧問弁護士及び管理本部（人事総務部）に設置し、取締役の法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定める。
- (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）
  - ①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確実に、定められた期間、保存・管理する。
- (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）
  - ①当社における緊急事態発生時の役員・社員等の危機対応手順を定め、緊急事態に起因する損害の発生を抑止し、もしくはこれを最小限にとどめることを目的として「危機管理規程」並びに「危機管理対応マニュアル」を定め、運用する。

- ②「危機管理規程」に基づいて「危機管理委員会」を設置し、必要に応じて開催する。
  - ③取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- (4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）
- ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催することに加え、意思決定の迅速化のために「経営執行会議」を原則毎週開催し、経営執行会議付議事項、経営管理全般に関する事項について協議・決議を行うものとする。
  - ②取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」に基づき、その責任者が職務権限規程・職務権限表に則った決定を行う体制とする。
- (5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第4号）
- ①企業理念、ミッションステートメント、10スピリットの実際の運用と徹底を行う体制の整備に努める。
  - ②「コンプライアンス規程」を制定し、全社的なコンプライアンス体制の整備に努める。
  - ③法令もしくは定款上疑義のある行為等の早期発見と是正を目的に「公益通報者保護規程」を制定し、コンプライアンス体制の整備に努める。
- (6)当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）
- ①当社の関係会社の管理は、各事業担当本部長が統括する。各事業担当本部長は、関係会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導するとともに、関係会社の管理の推進状況を定期的に管理本部長に報告し、管理本部長は取締役会に報告する。
  - ②監査役と内部監査室は定期的または臨時に管理体制を監査し、取締役会に報告する。

- (7)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）
- ①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、適宜、専任または兼任による使用人を置くこととする。
- (8)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号）
- ①監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、内部監査室等の指揮命令を受けないものとする。
- ②当該使用人の異動の人事権に係る事項の決定には監査役の同意を必要とする。
- (9)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）
- ①取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に与える重要な事項について監査役に報告することとし、職務執行に関する法令違反、定款違反、及び不正行為の事実、又は当社に損害を及ぼす事実を知ったときは、延滞なく報告するものとする。
- (10)その他の監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）
- ①監査役は内部監査室及び監査法人と情報の交換を行うなど連携を保ちつつ監査を実施する。
- ②監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換の場を設け、適正な監査の実現に努める。
- (11)財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
- ①当社は、金融商品取引法及びその他の法令等の定めに基づき、財務報告に係わる内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備・運用・評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

---

本事業報告中の記載金額は単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,208,193	流動負債	5,067,033
現金及び預金	689,020	買掛金	1,934,181
売掛金	3,559,917	短期借入金	890,000
商品及び製品	421,371	1年内返済予定の長期借入金	86,873
原材料及び貯蔵品	185,144	リース債務	43,089
前払費用	197,367	未払金	1,074,060
繰延税金資産	44,524	未払費用	248,520
その他	110,847	未払法人税等	60,300
固定資産	5,361,329	未払消費税等	145,102
有形固定資産	4,065,200	賞与引当金	95,181
建物	2,111,640	役員賞与引当金	950
構築物	50,357	売上割戻引当金	433,753
機械及び装置	560,982	その他	55,021
車両運搬具	5,061	固定負債	1,106,158
工具、器具及び備品	155,511	リース債務	46,320
土地	1,089,772	退職給付引当金	90,637
リース資産	63,706	役員退職慰労引当金	322,020
建設仮勘定	28,168	長期預り保証金	647,180
無形固定資産	158,549	負債合計	6,173,191
ソフトウェア	120,229	純資産の部	
その他	38,320	株主資本	4,377,988
投資その他の資産	1,137,578	資本金	908,403
投資有価証券	57,718	資本剰余金	840,839
関係会社株式	252,386	資本準備金	840,839
関係会社長期貸付金	13,044	利益剰余金	2,629,132
繰延税金資産	84,433	利益準備金	16,875
差入保証金	549,238	その他利益剰余金	2,612,257
その他	198,291	別途積立金	450,000
貸倒引当金	△17,534	繰越利益剰余金	2,162,257
資産合計	10,569,522	自己株式	△386
		評価・換算差額等	11,896
		その他有価証券評価差額金	11,896
		新株予約権	6,444
		純資産合計	4,396,330
		負債及び純資産合計	10,569,522

# 損 益 計 算 書

(平成26年 4月 1日から  
平成27年 3月31日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
売	上	高	20,800,571
売	上	原	13,538,712
	売	上	7,261,858
	総	利	6,978,423
	益		283,434
販	売	費	6,978,423
	及	び	
	一	般	
	管	理	
	費		
営	業	利	283,434
営	業	外	
	収	益	
	受	取	1,520
	利	息	
	受	取	366
	配	当	
	金		
	受	取	6,022
	手	数	
	料		
	受	取	25,274
	保	険	
	金		
	為	替	5,926
	差		
	益		
	雑	収	2,639
	入		41,748
営	業	外	
	費	用	
	支	払	10,737
	利	息	
	雑	損	868
	失		11,605
	経	常	
	利	益	313,577
特	別	損	
	失		
	固	定	25,521
	資	産	
	除	却	
	損	失	
	減	損	16,130
	損		
	関	係	25,050
	会	社	
	株	式	
	評	価	
	損		
	店	舗	4,974
	閉	鎖	
	損	失	71,677
	引	前	
	当	期	
	純	利	241,900
	益		
	法	人	140,572
	税	、	
	住	民	
	税	及	
	び	事	
	業	税	
	法	人	25,222
	税	等	
	調	整	
	額		
	當	期	
	純	利	76,104
	益		

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金計		
当期首残高	907,239	839,675	839,675	16,875	450,000	2,173,751	2,640,626	△293	4,387,248
当期変動額									
新株の発行	1,163	1,163	1,163						2,326
剰余金の配当						△87,598	△87,598		△87,598
当期純利益						76,104	76,104		76,104
自己株式の取得								△92	△92
株主資本以外の 項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	1,163	1,163	1,163	-	-	△11,494	△11,494	△92	△9,260
当期末残高	908,403	840,839	840,839	16,875	450,000	2,162,257	2,629,132	△386	4,377,988

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	728	728	6,593	4,394,570
当期変動額				
新株の発行				2,326
剰余金の配当				△87,598
当期純利益				76,104
自己株式の取得				△92
株主資本以外の 項目の当期変動額(純額)	11,168	11,168	△148	11,019
当期変動額合計	11,168	11,168	△148	1,759
当期末残高	11,896	11,896	6,444	4,396,330

## 個別注記表（平成27年3月期）

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準および評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

①子会社株式および関連会社株式・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの・・・・・・・・・・決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産の評価基準および評価方法

①商品、製品および原材料・・・・・・・・・・総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

②貯蔵品・・・・・・・・・・個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）・・・・・・・・・・定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3年～40年

機械及び装置 5年～17年

工具、器具及び備品 2年～15年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）・・・・・・・・・・定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引によるリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証とし、それ以外のは零としております。

#### 3. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金・・・・・・・・・・債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金・・・・・・・・・・従業員の賞与金の支払に備えるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金・・・・・・・・役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 売上割戻引当金・・・・・・・・当事業年度の売上高に対する将来の売上割戻に備えて、売上実績に割戻見積率を乗じた金額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金・・・・・・・・従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (6) 役員退職慰労引当金・・・・・・・・役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。



## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産

土地	673,643千円
建物	90,306千円
計	763,950千円

### 上記に対応する債務

短期借入金	440,000千円
1年内返済予定の長期借入金	47,293千円
計	487,293千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,852,314千円

### 3. 偶発債務

#### 厚生年金基金の特例解散

当社が加入する「大阪料飲サービス業厚生年金基金」（総合型）は平成26年6月3日開催の代議員会で特例解散の方針を決議しております。当方針決議により、同基金解散に伴う費用の発生が見込まれますが、現時点においては不確定要素が多いため合理的に金額を算定することは困難であります。

### 4. 関係会社に対する金銭債権および債務

短期金銭債権	175,097千円
長期金銭債権	13,044千円
短期金銭債務	4,627千円

## 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

営業取引による取引高	342,787千円
営業取引以外の取引による取引高	3,600千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	4,380,245株	2,100株	一株	4,382,345株

(注) 普通株式の発行済株式の増加2,100株は、ストックオプション権利行使に伴う増加であります。

2. 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	274株	57株	一株	331株

(注) 自己株式の増加57株は、単元未満株式の買取による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額	配当原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	54,749千円	利益剰余金	12.5円	平成26年 3月31日	平成26年 6月26日
平成26年11月7日 取締役会	普通株式	32,849千円	利益剰余金	7.5円	平成26年 9月30日	平成26年 12月5日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の 総額	配当原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	32,865千円	利益剰余金	7.5円	平成27年 3月31日	平成27年 6月25日

4. 当事業年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類および数

普通株式 169,600株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	31,428千円
退職給付引当金	29,203千円
役員退職慰労引当金	103,754千円
減損損失	27,474千円
未払事業税	5,477千円
減価償却超過額	26,547千円
その他	26,174千円
繰延税金資産小計	250,060千円
評価性引当金	△115,446千円
繰延税金資産合計	134,613千円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	5,655千円
繰延税金負債合計	5,655千円
繰延税金資産(負債)の純額	128,958千円

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)および「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.59%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.02%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.22%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は11,995千円減少し、法人税等調整額が12,587千円、その他有価証券評価差額金が591千円それぞれ増加しております。

## リースにより使用する固定資産に関する注記

### ファイナンス・リース取引（借主側）

#### 1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

##### (1) リース資産の内容

###### 有形固定資産

主として、外食事業用の建物、厨房設備およびレストラン設備（「建物」「機械及び装置」および「工具、器具及び備品」）であります。

##### (2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証とし、それ以外のは零としております。

#### 2. オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	58,107千円
1年超	159,503千円
合計	217,611千円

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また資金調達については銀行借入や社債発行にて調達しております。

#### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、その他有価証券に属する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、事業者および事業会社に対し長期貸付を行っており、事業者および事業会社の信用リスクに晒されております。

賃借物件において預託している差入保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、運転資金や設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後1年以内であり、これらは金利変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、各事業が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先毎に期日および残高を管理するとともに、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

## ②市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

長期借入金の金利変動リスクについては、分割弁済によりその影響を緩和するとともに、当社管理本部経営財務部において管理しております。

## ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	689,020	689,020	—
(2) 売掛金	3,559,917	3,559,917	—
(3) 投資有価証券	57,718	57,718	—
資産計	4,306,656	4,306,656	—
(1) 買掛金	1,934,181	1,934,181	—
(2) 短期借入金	890,000	890,000	—
(3) 未払金	1,074,060	1,074,060	—
(4) 未払費用	248,520	248,520	—
(5) 未払法人税等	60,300	60,300	—
(6) 未払消費税等	145,102	145,102	—
(7) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	86,873	86,873	—
(8) リース債務 (1年内返済予定を含む)	89,410	88,620	△789
負債計	4,528,447	4,527,658	△789

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等、(6) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

変動金利による借入の時価については、短期間で市場金利を反映しており、また、当社の信用状況は実行後大きく変化していないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(8) リース債務

これらの時価について、元利金の合計額を新規に同様のリース契約を行った場合において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式*1	252,386
差入保証金*2	549,238
長期預り保証金*3	647,180

\*1 非上場株式については市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが困難と認められるため、時価開示の対象から除外しております。

\*2 差入保証金は、市場価格がなく、実質的な預託期間を算定することが困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象から除外しております。

\*3 長期預り保証金は、市場価格がなく、実質的な預託期間を算定することが困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象から除外しております。

### 賃貸等不動産に関する注記

当社では、大阪府において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用店舗（土地を含む。）を所有しております。平成27年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は12,226千円（賃貸収益は営業収益に、主な賃貸費用は営業費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額および時価は、次のとおりであります。

貸借対照表計上額（千円）			当事業年度末の時価（千円）
当事業年度期首残高	増減額	当事業年度末残高	
408,710	△2,411	406,298	212,040

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当期増減額は、減価償却費（2,411千円）であります。
3. 当事業年度末の時価は「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。
4. 時価評価の算定が困難なリース資産は簿価で表示しております。

### 持分法損益等に関する注記

当社が有している関連会社は重要性の乏しい関連会社であるため、注記を省略しております。

### 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 ナインブロック	(所有)	当社製品の販売 役員の兼務	受取手数料	3,600	未収入金	145
		直接 91.30%				前受収益	178

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

### 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,001円80銭
2. 1株当たり当期純利益 17円38銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	76,104千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る当期純利益	76,104千円
期中平均株式数	4,380,108株

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## その他の注記

### 固定資産の減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

地域	用途	種類	減損損失
関東地区2店	店舗	建物等	16,130
合計			16,130

資産のグルーピングは、原則として店舗単位としており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

閉店見込みの店舗における資産グループおよび営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループならびに使用方法の変更により投資額の回収が見込まれなくなった資産グループの帳簿価格を回収可能価格まで減額し、当該減少額を減損損失（16,130千円）として特別損失に計上いたしました。

なお、当資産グループの回収可能額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて算定しております。



独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

イトアンド株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員	公認会計士	遠 藤	富 祥	Ⓜ
業 務 執 行 社 員				
指 定 社 員	公認会計士	野 邊	義 郎	Ⓜ
業 務 執 行 社 員				
指 定 社 員	公認会計士	川 越	宗 一	Ⓜ
業 務 執 行 社 員				

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イトアンド株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月18日

イトアンド株式会社 監査役会  
常勤監査役 日 坂 宏 和 ⑩  
監 査 役 錦 見 光 弘 ⑩  
監 査 役 池 田 佳 史 ⑩

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第38期の期末配当をいたしたいと存じます。

##### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金7円50銭といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は32,865,105円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年6月25日といたしたいと存じます。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となります。

つきましては、取締役会の監査機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために、定款の一部を変更するものであります。

また、上記法改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されます。業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。

その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

なお、責任限定契約にかかる定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第4条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役会)</p> <p>第18条 当社は、取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>10</u>名以上とする。 (新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設)</p> <p>2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 <u>代表取締役は、取締役会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、13名以上とする。</p> <p>2. <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条 (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第25条 (条文省略) (取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 (取締役会決議の省略)</p> <p>第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的方法により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。 (取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条 (条文省略) (取締役の報酬)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役)</p> <p>第32条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (重要な業務執行の委任)</p> <p>第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり) (取締役会の決議方法)</p> <p>第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 (取締役会決議の省略)</p> <p>第28条 当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的方法により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第30条 (現行どおり) (取締役の報酬)</p> <p>第31条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 監査等委員会 (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任)  第34条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。  2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期)  第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役)  第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)  第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  (新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)  第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議の方法)  第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の議事録)  第39条 監査役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(監査等委員会の議事録)  第34条 監査等委員会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(監査役会規則)  第40条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(監査等委員会規則)  第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
<p>(監査役の報酬)  第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p><del>第42条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</del></p> <p>2. <del>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</del></p> <p>第6章 会計監査人 (会計監査人の設置)</p> <p>第43条 当社は会計監査人を置く。</p> <p>第44条～第46条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第47条～第50条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(削除)</p> <p>第36条～第38条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第39条～第42条 (現行どおり)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、第38回定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>



第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における取締役全員が任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	文野直樹 (昭和34年11月29日)	昭和55年4月 当社入社 昭和55年10月 取締役就任 昭和60年7月 代表取締役社長就任(現任)	896,470株
2	仲田浩康 (昭和39年4月26日)	平成12年8月 当社入社 平成13年4月 商事部部門長 平成16年4月 トレーディング事業部ゼネラルマネジャー 平成16年6月 取締役就任 平成21年4月 取締役常務執行役員トレーディング本部長 平成24年4月 専務取締役就任(現任)	87,750株
3	植月剛 (昭和47年7月13日)	平成7年4月 当社入社 平成14年4月 マルチフランチャイズ事業部ゼネラルマネジャー 平成16年4月 フードクリエイト事業部ゼネラルマネジャー 平成17年10月 王将事業部ゼネラルマネジャー 平成18年6月 取締役就任 平成21年4月 取締役執行役員王将営業本部長 平成24年4月 取締役常務執行役員王将(現外食)営業本部長 平成27年1月 取締役常務執行役員管理本部長(現任)	62,440株
4	日永光 (昭和41年12月8日)	平成15年1月 当社入社 平成15年10月 生産部マネジャー 平成19年4月 商品本部長 平成21年4月 執行役員商品本部長 平成24年6月 取締役就任 執行役員商品本部長(現任) 平成21年4月 取締役執行役員王将営業本部長	27,100株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ひさかひろかず 日坂宏和 (昭和29年9月27日)	昭和52年4月 株式会社富士銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行 平成17年6月 みずほ総合研究所株式会社入社 平成26年5月 当社入社 平成26年6月 当社常勤監査役(現任)	100株
2	にしきみみつひろ 錦見光弘 (昭和38年5月13日)	昭和63年4月 英和監査法人入所 平成2年10月 同所退所 平成3年3月 公認会計士登録 錦見光弘公認会計士事務所代表 就任(現任) 平成20年6月 当社監査役就任(現任)	1,600株
3	いけだよしふみ 池田佳史 (昭和37年8月29日)	昭和62年3月 司法試験合格 平成2年4月 弁護士登録 栄光総合法律事務所入所 平成15年1月 弁護士法人栄光 代表社員就 任(現任) 平成21年6月 当社監査役就任(現任) 平成25年6月 株式会社ヤギ 監査役就任(現 任)	1,600株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 錦見光弘氏および池田佳史氏は、社外取締役候補者であります。
3. 錦見光弘氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士として高い知見と豊富な実務経験を有し、外部の視点を持って取締役としての役割を果たしていただきたいためであります。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

また、同氏の監査役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって、7年となります。

4. 池田佳史氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。  
なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。  
また、同氏の監査役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって、6年となります。
5. 当社は、日坂宏和氏、錦見光弘氏、池田佳史氏が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当契約に基づく監査等委員である取締役の責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
6. 当社は、錦見光弘氏および池田佳史氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備えて監査業務の継続性を維持するため、第4号議案が原案どおり承認可決されることを条件に就任されます全ての監査等委員である取締役の補欠として、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
もり た ごう 森 田 豪 (昭和53年5月5日)	平成16年10月 弁護士登録 平成19年4月 弁護士法人栄光・栄光総合法律事務所入所 現在に至る	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 森田 豪氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 森田 豪氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、弁護士として高い知見と豊富な実務経験等を当社の経営体制強化に活かしていただきたいためであります。
- なお同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 森田 豪氏が、監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当契約に基づく監査等委員である取締役の責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

## 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを廃止し、取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300,000千円以内と定めること、並びに各取締役に対する具体的な金額、支給の時期等は、取締役会の決議によるとさせていただきます。また、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件」の効力が生じますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は4名となる予定です。

また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額30,000千円以内と定めること、並びに各監査等委員である取締役に対する具体的な金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によるとさせていただきます。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の効力が生じますと、監査等委員である取締役は3名となる予定です。

また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice.

# 株主総会会場ご案内図

会場：ホテル エルセラーン大阪 5階  
大阪市北区堂島一丁目5番25号  
TEL 06-6347-1484



- |    |               |       |
|----|---------------|-------|
| 交通 | J R 「大阪駅」     | 徒歩 8分 |
|    | J R東西線「北新地駅」  | 徒歩 5分 |
|    | 阪神「梅田駅」       | 徒歩 8分 |
|    | 地下鉄四つ橋線「西梅田駅」 | 徒歩 5分 |

※ なお、当日は駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承ください。

**UD FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。